

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和元年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

八頭郡若桜町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を3割とし、県は、損害賠償金31,004円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成30年10月30日

(2) 事故発生場所

八頭郡若桜町大字若桜地内

(3) 事故の状況

鳥取県県土整備部八頭県土整備事務所所属の職員が、公務のため普通特種自動車（道

路作業車) を運転中、前方を走行していた和解の相手方所有の軽乗用自動車は右に進路を変えたため、左側を通過しようとした際、左折を開始した同車両に接触し、双方の車両が破損したものである。